

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

条 例

○北海道行政基本条例	(構造改革推進課)	四
○北海道森林整備地域活動支援基金条例	(林業振興課)	六
○北海道条例の左横書きの実施等に関する条例	(法制文書課)	七
○北海道税条例の一部を改正する条例	(税務課)	八
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(地域医療課)	九
○北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(地域医療課)	一〇
○北海道立青函トンネル記念館条例を廃止する条例	(交通企画課)	一〇

公布された条例のあらまし

北海道行政基本条例(条例第五十九号)

一 趣旨

地方分権の進展に対応した主体的な道政運営の確立及び道民の信頼にこたえる道政の実現の重要性にかんがみ、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の仕事等を明らかにすることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 行政運営の基本理念

(一) 道(議会を除く。以下同じ。)は、道政が道民の信託に基づくものであるという認識の下に、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行うとともに、不断にその改革を推進しなければならないこととした(第二条第一項関係)。

(1) 道政の諸活動の公開性を高め、道政に対する道民の理解を促進するとともに、道政への道民の参加を推進すること。

(2) 北海道の将来を展望し、地域の実情に即した政策を総合的、効果的かつ効率的に推進すること。

(3) 行政手続に関し公正の確保と透明性の向上を図ることにより、道民の権利利益を保護すること。

2 行政運営の基本原則

(一) 情報公開と道民参加の推進

1 情報の公開

ア 道は、道政の諸活動について、その公開性を高め、道民に説明する責任を果たすため、公文書の開示を適正に行うとともに、道政に関する情報の積極的な提供に努めなければならないこととした(第三条第一項関係)。

イ 道は、道政に関する情報を道民に分かりやすく提供するとともに、道民が迅速かつ容易に道政に関する情報を得られるよう多様な媒体の活用等に努めなければならないこととした(第三条第二項関係)。

2 道民の参加

ア 道は、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならないこととした(第四条第一項関係)。

イ 道は、公聴会等の道民参加の機会を設ける場合には、特定の地域に偏ることのないよう配慮しなければならないこととした(第四条第二項関係)。

ウ 道は、行政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、道民の意見を求めるとともに、その意見に対する道の考え方を公表しなければならないこととした(第四条第三項関係)。

エ 道は、道民生活にかかわる道政上の重要な課題に関し、広く道民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該課題に関し、別に条例で定めるところにより、道民による投票を行うことができることとした(第四条第四項関係)。

(3) 附属機関等の委員の公募等

ア 道は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならないこととした(第五条第一項関係)。

イ 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならないこととした(第五条第二項)。
意見、提言等への対応

平成十四年十月十八日 金曜日

二

道は、道政に関する道民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映するよう努めるものとした（第六条関係）。

(二) 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進

(1) 総合計画の策定等

ア 道は、長期的な展望に立つて、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならないこととした（第七条第一項関係）。

イ 道は、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、及び推進しなければならないこととした（第七条第四項関係）。

(2) 政策評価の実施等

ア 道は、政策評価を実施し、これに関する情報を道民に公表しなければならないこととした（第八条第一項関係）。

イ 道は、政策評価の結果を予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に反映させるものとした（第八条第三項関係）。

(3) 財政運営等

ア 道は、中長期的な展望に立つて、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないこととした（第九条第一項関係）。

イ 道は、財政に関する事項を道民に分かりやすく公表しなければならないこととした（第九条第二項関係）。

(4) 執行体制の整備

道は、組織及び機構の不断の見直し、民間能力の活用等により効果的で効率的な執行体制を整備しなければならないこととした（第十条関係）。

(5) 外部監査人の監査

道は、外部監査人が実施する財務に関する事務等に関する監査の結果等を踏まえ、必要な措置を講じなければならないこととした（第十一条関係）。

(6) 法令の解釈等

ア 道は、地方自治の本旨及びこの条例の趣旨に基づいて、法令を解釈し、運用するものとした（第十二条第一項関係）。

イ 道は、行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項について、条例化に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこととした（第十二条第二項関係）。

(三) 道民の権利利益の保護

(1) 許可等の処分等に関する手続
道は、条例等に基づく許可等の処分及び届出並びに行政指導に関する手続に

関し、許可等の審査に関する基準等の共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならないこととした（第十三条関係）。

(2) 苦情の審査等

道は、その業務執行に関する道民からの苦情に対し、中立的な立場にある者による審査等が行われた場合には、その結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならないこととした（第十四条関係）。

(3) 個人情報保護

道は、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行わなければならないこととした（第十五条関係）。

(四) 道民との協働

(1) 道は、道民との適切な役割分担の下に、様々な分野における公共的な課題の解決を図るため、道民との協働を積極的に進めなければならないこととした（第十六条第一項関係）。

(2) 道は、道民との協働を推進するための環境の整備に努めなければならないこととした（第十六条第二項関係）。

(五) 市町村等との連携協力

(1) 市町村との連携協力

ア 道は、地域の実情に即した政策を推進するため、市町村と適切に役割を分担し、連携協力しなければならないこととした（第十七条第一項関係）。

イ 道は、市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならないこととした（第十七条第二項関係）。

(2) 都府県等との連携協力

道は、相互に共通する政策課題を解決するため、他の都府県等との連携協力に努めるものとした（第十八条関係）。

(3) 国への協力要請及び意見等の提出

道は、本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとした（第十九条関係）。

3 知事及び職員の責務等

(一) 知事は、基本理念及び基本原則に基づき道政を推進する責務を有することとした（第二十条関係）。

(二) 職員は、基本理念及び基本原則に基づき職務を遂行する責務を有することとした（第二十一条関係）。

(三) 職員の育成等

- (1) 知事等任命権者は、本道の課題に的確に対応した政策を推進するため、職員
の育成を図らなければならないこととした（第二十二条第一項関係）。
- (2) 職員は、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めなければならないこ
ととした（第二十二条第二項関係）。

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、道政運営の状況、社会
経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づ
いて必要な措置を講ずるものとするものとした。

北海道森林整備地域活動支援基金条例（条例第六十号）

一 趣旨

国から交付される森林整備地域活動支援交付金を積み立て、森林の施業の実施に不
可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適切な森林整備の推進を図るための基
金として、北海道森林整備地域活動支援基金を設置することとするため、この条例を
制定することとした。

二 内容

- 1 北海道森林整備地域活動支援基金を設置することとした（第一条関係）。
- 2 基金は、予算で定める額を積み立てることとした（第二条関係）。
- 3 基金は、森林の施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適
切な森林整備の推進を図るための事業に必要な経費に充てる場合に限り使用できる
ものとし、その場合は、使用する金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出とし
て支出することとした（第三条関係）。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成十九年三月三十一日限りその効力を失うこ
ととした。

北海道条例の左横書きの実施等に関する条例（条例第六十一号）

一 趣旨

近年のIT化等の進展に対応し道民に分かりやすい条例の提供等に資するよう、現
に公布されている道の条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きとするこ
ととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

- 1 既存条例の形式を左横書きとすることとした（第二条関係）。
- 2 既存条例について、左横書きとすることに伴い必要となる用字及び用語の整理そ
の他規定の整備を行うこととした（第三条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。

北海道税条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）

一 趣旨

地方税法等の改正に伴い、法人の道民税及び法人の事業税について所要の改正を行
うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 法人の道民税

- (一) 法人税法上の連結納税制度の適用を受ける法人（以下「連結法人」という。）
の均等割の税率の算定期間を定めることとした（第三十四条第二項関係）。
- (二) 連結法人の法人税割額から外国の法人税等の額を控除することとした（第三十
四条の二関係）。
- (三) 連結法人の道民税の申告納付について定めることとした（第三十五条関係）。
- (四) 連結法人の平成十八年七月三十一日までに終了する連結事業年度分の法人税割
の税率を百分の五・八とすることとした（附則第十四条関係）。
- (五) 連結法人のうち中小法人等の連結事業年度分の法人税割の税率について、(四)に
より計算して得た法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて得
た額を控除することとした（附則第十五条関係）。
- 2 法人の事業税
連結法人の事業税の申告納付の期間について定めることとした（第四十一条第一
項関係）。
- 3 その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）

一 趣旨

道立の看護職員養成施設（以下「養成施設」という。）の課程を経て将来道内にお
いて看護職員として業務に従事しようとする者に対し貸付する修学資金について、そ
の貸付の対象及び償還の免除の要件の一部を変更することとするため、この条例を制
定することとした。

二 内容

- 1 一般修学資金及び特別修学資金の貸付の対象及び償還の免除の要件となる看護業

平成十四年十月十八日 金 曜 日

務に従事する期間を三年から五年に改めることとした（第二条、第二条の二、第七条及び第七条の二関係）。

2 養成施設の課程を経て将来保健師として従事しようとする者に対する一般修学資金の貸付の対象及び償還の免除の要件となる勤務先を道又は道内の市町村から道内の地域保健法に規定する特定町村に改めることとした（第二条、第七条及び第八条関係）。

3 養成施設の課程を経て将来看護師として従事しようとする者に対する一般修学資金及び特別修学資金の貸付の対象及び償還の免除の要件となる施設に訪問看護事業所を加えることとした（第二条、第二条の二及び第七条から第八条の二まで関係）。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金から適用することとした。

◇北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）

一 趣旨

道立以外の看護職員養成施設（以下「養成施設」という。）の課程を経て将来道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し貸付する修学資金について、その償還の免除の要件の一部を変更することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 修学資金の貸付を受けた者が看護業務に従事した場合にその償還の債務が免除される当該従事期間を三年から五年に改めることとした（第七条及び第八条関係）。

2 修学資金の貸付を受けた者が養成施設の課程修了後に勤務した場合にその償還の債務が免除される施設に訪問看護事業所を加えることとした（第七条及び第八条関係）。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金から適用することとした。

◇北海道立青函トンネル記念館条例を廃止する条例（条例第六十五号）

一 趣旨及び内容

道立青函トンネル記念館を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十四年十一月一日から施行することとした。

条 例

北海道行政基本条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第五十九号

北海道行政基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 行政運営の基本理念（第二条）

第三章 行政運営の基本原則

第一節 情報公開と道民参加の推進（第三条―第六条）

第二節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進（第七条―第十二条）

第三節 道民の権利利益の保護（第十三条―第十五条）

第四節 道民との協働（第十六条）

第五節 市町村等との連携協力（第十七条―第十九条）

第四章 知事及び職員の責務等（第二十条―第二十二条）

附則

国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。

こうした中で、道内では、多くの人々が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。

地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のこと、地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓いていくことが求められている。

こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。

道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連

動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。

このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現し、もって道民の福祉の向上を図ることを目的とする。

第二章 行政運営の基本理念

第二条 道（議会を除く。以下同じ。）は、道政が道民の信託に基づくものであるという認識の下に、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行うとともに、不断にその改革を推進しなければならない。

一 道政の諸活動の公開性を高め、道政に対する道民の理解を促進するとともに、道政への道民の参加を推進すること。

二 北海道の将来を展望し、地域の実情に即した政策を総合的、効果的かつ効率的に推進すること。

三 行政手続に関し公正の確保と透明性の向上を図ることにより、道民の権利利益を保護すること。

2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

3 道は、道民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割の重要性にかんがみ、行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。

第三章 行政運営の基本原則

第一節 情報公開と道民参加の推進

(情報の公開)

第三条 道は、道政の諸活動について、その公開性を高め、道民に説明する責任を果たすため、公文書の開示を適正に行うとともに、道政に関する情報（政策の形成過程にあるものを含む。次項において同じ。）の積極的な提供に努めなければならない。

2 道は、道政に関する情報を道民に分かりやすく提供するとともに、道民が迅速かつ容易に道政に関する情報を得られるよう多様な媒体の活用等に努めなければならない。

(道民の参加)

第四条 道は、政策の形成過程において、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならない。

2 道は、公聴会等の道民参加の機会を設ける場合には、特定の地域に偏ることのないよう配慮しなければならない。

3 道は、行政運営及び政策の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、道民の意見を求めるとともに、その意見に対する道の考え方を公表しなければならない。

4 道は、道民生活にかかわる道政上の重要な課題に関し、広く道民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該課題に関し、別に条例で定めるところにより、道民による投票を行うことができる。

(附属機関等の委員の公募等)

第五条 道は、附属機関等の委員を任命する場合には、その設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

2 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。
(意見、提言等への対応)

第六条 道は、道政に関する道民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映するよう努めるものとする。

第二節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進

(総合計画の策定等)

第七条 道は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、総合計画の策定に当たっては、道民及び市町村の意向を反映するため、道民及び市町村の参加機会を確保しなければならない。

3 道は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を定期的に公表しなければならない。

4 道は、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、及び推進しなければならない。
(政策評価の実施等)

第八条 道は、効果的かつ効率的に行政を推進するとともに、道政に関し道民に説明する責任を果たすため、政策評価を実施し、これに関する情報を道民に公表しなければならない。

2 道は、政策評価に関する道民の意見を政策評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

3 道は、政策評価の結果を予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に反映させるものとする。

(財政運営等)

第九条 道は、中長期的な展望に立つて、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

2 道は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を、道民に分かりやすく公表しなければならない。

(執行体制の整備)

第十条 道は、社会経済情勢の変化及び多様化する課題に的確に対応するため、組織及び機構の不断の見直し、民間能力の活用等により効果的で効率的な執行体制を整備しなければならない。

(外部監査人の監査)

第十一条 道は、効果的で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十第一項に規定する外部監査人をいう。)が実施する財務に関する事務等に関する監査の結果等を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(法令の解釈等)

第十二条 道は、地方自治の本旨及びこの条例の趣旨に基づいて、法令を解釈し、運用するものとする。

2 道は、行政運営に関する基本的な制度及び政策の推進に関する基本的な事項について、条例化に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 道民の権利利益の保護

(許可等の処分等に関する手続)

第十三条 道は、条例等に基づく許可等の処分及び届出並びに行政指導に関する手続に関し、許可等の審査に関する基準、申請から処分までに要すべき標準的な期間等の共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

(苦情の審査等)

第十四条 道は、その業務執行に関する道民からの苦情に対し、中立的な立場にある者による審査等が行われた場合には、その結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第十五条 道は、個人に関する情報の保護を図るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理その他の取扱いを適正に行わなければならない。

第四節 道民との協働

第十六条 道は、道民との適切な役割分担の下に、様々な分野における公共的な課題の解決を図るため、道民との協働を積極的に進めなければならない。

2 道は、道民との協働を推進するための環境の整備に努めなければならない。

第五節 市町村等との連携協力

(市町村との連携協力)

第十七条 道は、地域の実情に即した政策を推進するため、市町村と適切に役割を分担し、連携協力しなければならない。

2 道は、市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならない。

(都府県等との連携協力)

第十八条 道は、相互に共通する政策課題を解決するため、他の都府県等との連携協力に努めるものとする。

(国への協力要請及び意見等の提出)

第十九条 道は、本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

第四章 知事及び職員の責務等

(知事の責務)

第二十条 知事は、第二章に定める基本理念及び前章に定める基本原則に基づき道政を推進する責務を有する。

(職員の責務)

第二十一条 職員は、第二章に定める基本理念及び前章に定める基本原則に基づき職務を遂行する責務を有する。

(職員の育成等)

第二十二条 知事等任命権者は、本道の課題に的確に対応した政策を推進するため、職員の育成を図らなければならない。

2 職員は、政策の立案及び遂行に関する能力の向上に努めなければならない。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、道政運営の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道森林整備地域活動支援基金条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十号

北海道森林整備地域活動支援基金条例

(設置)

第一条 国から交付される森林整備地域活動支援交付金を積み立て、森林の施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適切な森林整備の推進を図るため、北海道森林整備地域活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第三条 基金は、第一条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

北海道条例の左横書きの実施等に関する条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十一号

北海道条例の左横書きの実施等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存条例の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

二 改正後条例における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式を採っている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 漢数字（次に掲げるもの及び二の項に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えの表現がみられないもの ニ 概数を示すもの ホ 数の単位として用いられているもの（表以外で用いられている万及び億に限る。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表すなかにピリオドとする。）
二 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を細分するために用いられている片仮名及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項

八	文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「右」、「上欄」又は「下欄」	それぞれ「次」、「上記」、「左欄」又は「右欄」
九	よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十	促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十一	外来語の一部で大書きにされている片仮名のうち小書きにすることが慣用されているもの（九の項及び十の項に掲げるものを除く。）	小書きした片仮名
十二	傍点が付されている文字	傍点のない文字
十三	「且つ」	「かつ」
十四	「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十五	「の外」又は「外」（それぞれ直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	それぞれ「のほか」又は「ほか」
十六	「あわせて」	「併せて」
十七	「うえ」	「上」
十八	動詞「こえる」（ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。）の語幹「い」	「超」
十九	「すでに」	「既に」
二十	「附」（附則、附属、附帯、附置及び寄附として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」
二十一	動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
二十二	動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
二十三	「各号の一」	「各号のいずれか」
二十四	「本章」、「本節」、「本条」（各本条として用いられている場合の「本条」を除く。）、「本項」、「本号」又は「本表」	それぞれ「この章」、「この節」、「この条」、「この項」、「この号」又は「この表」
二十五	「当該各号に掲げる」（次の各号に掲げる）等の表現で示された区分に対応して用いられている場合に限る。）	「当該各号に定める」

2 前項の表三の項から六の項まで及び八の項の規定は、法令の条項等を引用する部分につ

いては適用しない。

3 前二項の規定によることが適當でないと認められるときは、知事が定めるところによる。
（知事への委任）

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十二号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和二十五年北海道条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「課税標準の算定期間」の下に「、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間」を加える。

第三十四条の二中「又は第八十二条の七第一項の控除限度額」を「若しくは第八十二条の七第一項の控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」に、「政令第九条の七第十項、第十一項及び第十五項」を「同条第十九項、第二十項及び第三十一項」に、「政令第九条の七第五項」を「同条第五項」に、「第二項（法人税法）」を「第四項、第五項（同法）」に、「第九項又は第十項」を「第二十七項又は第二十八項」に改める。

第三十五条中「第六項、第九項及び第十項」を「第四項、第五項、第二十四項、第二十七項及び第二十八項」に、「及び」を「、並びに」に改める。

第四十一条第一項第一号中「都道府県知事」の下に「をいう。以下この号において同じ。」を、「期間内」の下に「、法第七十二条の二十五第四項又は第五項の規定（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）によつて知事の承認を受けた場合においてはその指定した日まで又は各事業年度（その終了の日を法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日と同じくする事業年度に限る。）終了の日から四月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、その指定する月数の期間内）」を加える。

附則第七条の二中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

附則第十四条中「各計算期間分」の下に「並びに各連結事業年度分」を加える。

附則第十五条第一項中「又は各計算期間」を「若しくは各計算期間又は各連結事業年度」に改め、「となる法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、「から法第五十三条第三項の規定による法人税額の控除額」を「又は同項第四号の二に規定する個別帰属法人税額から法第五十三条第十五項に規定する控除対象還付法人税額」に改め、同条第二項中「又は

各計算期間」を「若しくは各計算期間又は各連結事業年度」に、「第五十三条第二項」を「第五十三条第五項」に改め、同条第三項中「法人税額」の下に「又は個別帰属法人税額」を加え、同条第四項中「又は計算期間」を「若しくは計算期間又は連結事業年度」に改め、同条第六項中「第五十三条第一項」の下に「又は第二項」を、「当該事業年度」の下に「又は連結事業年度」を、「一事業年度」の下に「又は一連結事業年度」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の道民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の道民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十五条の規定中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二項の規定に関する部分は、法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）附則第二十一条第二項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十三号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和三十六年北海道条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三年以上道又は道内の市町村」を「五年以上道内の地域保健法（昭和二

十二年法律第一百一号）第二十一条第一号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）に改め、同条第二号中「三年」を「五年」に改め、同条第三号中「三年」を「五年」に改め、「看護師特定施設」という。）の下に「若しくは介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）を加え、同条第四号中「三年」を「五年」に、「道若しくは道内の市町村」を「道内の特定町村」に改め、「看護師特定施設」の下に「若しくは訪問看護事業所」を加え、同条第五号中「介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）を「訪問看護事業所」に改める。

第二条の二中「三年」を「五年」に改め、「看護師特定施設」の下に「又は訪問看護事業所」を加える。

第七条第一項第一号中「道又は道内の市町村」を「道内の特定町村（当該貸付を受けた者に係る貸付決定の際又は当該貸付を受けた者が勤務する際に特定町村であつた町村が特定町村でなくなつた場合における当該町村を含む。以下同じ。）」に、「三年」を「五年」に改め、同項第二号中「三年」を「五年」に改め、同項第三号中「又は規則」を「規則」に改め、「という。」の下に「又は道内の訪問看護事業所（当該訪問看護事業所に勤務する前に道内の看護師特定施設に三年以上勤務した場合に限る。次条、第八条第一項第三号及び第四号並びに第二項第三号並びに第八条の二第二項第三号において同じ。）を加え、「三年」を「五年」に改め、同項第四号中「道若しくは道内の市町村」を「道内の特定町村」に、「三年」を「五年」に改め、同項第五号中「訪問看護事業所」を「（当該訪問看護事業所」に、「以下」を「次号並びに第八条第一項第五号及び第二項第四号において」に改める。

第七条の二第一項中「指定市町村」を「道内の指定市町村」に改め、「看護師特定施設」の下に「又は訪問看護事業所」を加え、「三年」を「五年」に改める。

第八条第一項第一号中「道又は道内の市町村」を「道内の特定町村」に改め、同項第三号中「又は道外施設」を「道外施設又は道内の訪問看護事業所」に改め、同項第四号中「道又は道内の市町村」を「道内の特定町村」に、「又は道外施設」を「道外施設又は道内の訪問看護事業所」に改め、同条第二項第三号中「道若しくは道内の市町村」を「道内の特定町村」に、「若しくは道外施設」を「道外施設若しくは道内の訪問看護事業所」に改める。

第八条の二第三号及び第四号中「指定市町村」を「道内の指定市町村」に改め、「看護師特定施設」の下に「又は訪問看護事業所」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、

同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十四号

北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和三十八年北海道条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「又は規則」を「規則」に改め、「道外施設」という。）の下に「又は道内の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の指定に係る同法第七十五条に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）（当該訪問看護事業所に勤務する前に道内の特定施設（規則で定めるものを除く。）に三年以上勤務した場合に限る。次条第一項第二号において同じ。）を加え、「三年」を「五年」に改め、同条第二号中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の指定に係る同法第七十五条に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）（訪問看護事業所に勤務する前に医療機関に三年以上勤務した場合に限る。以下同じ。）」を「訪問看護事業所（当該訪問看護事業所に勤務する前に医療機関に三年以上勤務した場合に限る。次条第一項第四号において同じ。）」に改める。

第八条第二号中「又は道外施設」を「道外施設又は道内の訪問看護事業所」に改め、同条第三号中「三年」を「五年」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付の決定を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道立青函トンネル記念館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年十月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十五号

北海道立青函トンネル記念館条例を廃止する条例

北海道立青函トンネル記念館条例（昭和四十八年北海道条例第六号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。